

第1回 横浜市新羽地域ケアプラザ及び横浜市新羽コミュニティハウス

指定管理者選定委員会 議事録

日 時	令和4年12月15日(木) 15時から16時まで
開催場所	港北区役所4階特別会議室
出席者	<p>【選定委員会委員】</p> <p>委員長 西田 ちゆき (法政大学現代福祉学部兼任講師)</p> <p>委員 尾出 清和 (港北区新羽町連合町内会会長)</p> <p>大森 幹雄 (港北区保健活動推進委員会会長)</p> <p>加藤 良一 (港北事業者連絡会ガンバ港北副会長 (ケアマネ部会))</p> <p>川原 裕美子 (港北区主任児童委員連絡会代表)</p> <p>坂田 裕子 (税理士)</p> <p>中山 明子 (港北区新羽地区社会福祉協議会会長)</p> <p>山科 礼子 (港北区民生委員児童委員協議会会長)</p> <p>【事務局】</p> <p>港北区福祉保健課長 丹野 久美</p> <p>港北区地域振興課長 岸本 弘之</p> <p>港北区高齢・障害支援課長 林 正隆</p> <p>港北区福祉保健課 事業企画担当係長 久保村 駿</p> <p>港北区地域振興課 区民施設担当係長 野口 義人</p> <p>港北区高齢・障害支援課 高齢者支援担当係長 内山 みのり</p> <p>港北区福祉保健課 事業企画担当 木舟 里恵</p> <p>港北区地域振興課 区民施設担当 荒井 映子</p>
欠席者	無し
開催形態	公開(傍聴者0人) ※ただし、議題2以降は非公開
議題	<p>1 委員長の選出について</p> <p>2 会議の公開・非公開について</p> <p>3 公募要項について</p> <p>4 選定基準等について</p>
決定事項	<p>1 委員長に西田委員を選出、委員長職務代理者に川原委員を指名。</p> <p>2 第1回指定管理者選定委員会は、公募要項及び選定基準等については非公開とする。第2回指定管理者選定委員会は、応募法人の面接審査及び審査・選定のいずれも非公開とする。</p> <p>3 公募要項について、事務局案のとおり決定。</p>

	<p>4 評価基準等について、事務局案のとおり決定。</p>
<p>議 事</p>	<p>1 委員長の選出について 指定管理者選定委員会要綱第6条第1項に基づき、委員長に西田委員を選出。 同要綱第6条第3項に基づき、委員長が職務代理者に川原委員を指名。</p> <p>2 会議の公開・非公開について (事務局) 会議の公開・非公開の考え方について、事務局案を説明。 ・応募法人に対する公平性を保つため、第1回選定委員会の「公募要項について」及び「選定基準等について」は非公開。第2回選定委員会での応募法人への面接審査及び審査・選定のいずれも非公開とする。 (委員長) 特に意見が無ければ、事務局案のとおりでよろしいか。 (委員) 異議なし。</p> <p>3 公募要項について (事務局) ケアプラザの概要を説明。選定スケジュール及び公募要項について、事務局案を説明。 (委員長) 特に意見が無ければ、事務局案のとおりでよろしいか。 (委員) 異議なし。</p> <p>4 選定基準等について (事務局) 次のとおり事務局案を説明 ○評価基準項目案 ・公募要項19頁に記載のとおり。 ○採点方法 ・評価項目1～6の評価は5段階で行い、各項目の5段階評価にそれぞれ係数を乗じて、項目の評点を算出する。 ・評価項目7(1)前期の指定管理業務の実績については、-10～15の任意の点数、(2)過去3年の非常勤職員充足率については、満たしているか否かで「-5点」または「0点」の2段階評価とする。 ・財務状況については、選定委員のうち財務に関する有識者が、健康福祉局</p>

による外部評価の結果を参考にして評価を行い、その評価結果及びその評価を付けた理由を選定委員会で共有する。財務に関する有識者以外の選定委員は、その評価結果及びその評価を付けた理由を参考にして、各自評価を実施する。

- ・前期の指定管理業務の実績については、事務局で作成した実績報告書を基に、団体から提出された計画書を参考にして採点を行う。

○審査方法

- ・応募書類による事前の書類審査とヒアリング（面接審査）を行う。
- ・ヒアリングは法人名を伏せて行う。ただし、応募法人が1法人のみの場合は、法人名を明らかにすることも可とする。
- ・応募法人判明後、法人との利害関係がないことの確認を行い、利害関係が認められた場合、その委員は当該ケアプラザのヒアリング及び審査は除斥する。

○最低制限基準の設定

- ・応募団体が1団体のみの場合でも、地域ケアプラザの運営の質を確保するため、最低制限基準を設定する。
- ・最低制限基準は、前期の指定管理業務の実績を除く評価基準項目の合計点（満点 360 点）に、第2回選定委員会で最高点をつけた委員及び最低点をつけた委員を除く残りの委員数を乗じて算出した点数の60%以上とする。
- ・なお最高点をつけた委員が2名以上いる場合又は最低点をつけた委員が2名以上いる場合は、それぞれ1名分の配点のみを最低制限基準から除くこととする。

○指定管理者の候補者の決定

- ・評価の結果、最高点、最低点をつけた委員を除く残りの委員の採点を合計した点数が最も高い応募団体を指定候補者、次に点数が高い団体を次点候補者とする。
- ・同点1位の場合は、その法人を対象とし、委員の多数決により決定する。なおも決まらない場合は、委員長判断とする。
- ・応募法人が1法人の場合でも、最低制限基準に満たなかった場合は選定されず、再公募を行う。

（委員）

前期の指定管理者業務について、現在の指定管理者は運営実績等で評価することになるかと思うが、新規の団体から応募があった場合はどのような基準で評価をするのか。

（事務局）

前期の指定管理者業務は、現在指定管理を行っている団体のみ評価する項目になる。加点される場合は現在の指定管理者が有利になるようにも見えるが、実際には減点される場合もあるので、有利・不利ということはない。

	<p>(委員長) 評価基準及び審査方法について、事務局案のとおり行うということによろしいか。</p> <p>(委員) 異議なし。</p>
<p>資 料 特 記 事 項</p>	<p>1 資料</p> <p>(1) 横浜市新羽地域ケアプラザ及び横浜市新羽コミュニティハウス指定管理者選定委員会委員名簿</p> <p>(2) 横浜市新羽地域ケアプラザ及び横浜市新羽コミュニティハウスの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱</p> <p>(3) 横浜市新羽地域ケアプラザ及び横浜市新羽コミュニティハウス指定管理者選定委員会運営要綱</p> <p>(4) 横浜市新羽地域ケアプラザ及び横浜市新羽コミュニティハウス指定管理者選定スケジュールについて</p> <p>(5) 指定管理者公募要項</p> <p>(6) 応募関係書類</p> <p>(7) 横浜市新羽地域ケアプラザ及び横浜市新羽コミュニティハウス指定管理者の選定基準について</p> <p>(8) 「財務状況」及び「前期の指定管理者業務の実績」項目の評価方法（案）について</p> <p>(9) 【参考資料】地域ケアプラザ</p> <p>(10) 【参考資料】指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き（地域ケアプラザ版）</p> <p>2 特記事項</p> <p>今回は、令和5年4月中旬に開催予定。開催日時・場所は、後日連絡する。</p>